別紙

ご意見の概要	ご意見に対する回答
飼料安全部会の審議結果、効果安全性を確認したとありますが、 日本はそもそも海外に比べて基準が緩いことで有名です。なぜ日本がそのような状態のまま放置されているのか、とても疑問です。日本人の健康を守る為、厳しい安全基準で取り組んでいただけますよう、お願い致します。	ご意見いただきありがとうございます。 飼料安全法第２条第３項により、飼料添加物は農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものと定められており、また、同法第３条第２項により、飼料添加物の基準・規格等を設定又は改正等する際、農林水産大臣は同審議会の意見を聴かなければならないこととされています。 農業資材審議会においては、毒性試験や家畜を用いた飼養試験等のデータ、文献及び資料を参照し、家畜等に対する効果や安全性を確認しています。 また、内閣府食品安全委員会、消費者庁及び厚生労働省において、給与された家畜から生産される畜産物をヒトが摂取した場合の安全性が評価されています。加えて、飼料添加物に起因して有害な畜産物が生産されること等のないよう、飼料添加物の成分ごとに基準・規格を定める他、使用して安全であることが確認された家畜に限って使用を認めることなど、飼料添加物を飼料に添加するにあたっての基準・規格も定めることとしています。 本飼料添加物についても、上記のように、家畜への効果及び安全性並びに人への畜産物を通じた安全性が確認されました。 このため、今般、これらの結果を踏まえ、本物質を飼料添加物として指定し、基準・規格等を設定する案としています。 なお、本飼料添加物は米国や EU 等の諸外国において使用が

	認められています。